

## 香芝市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年1月5日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

### 第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

### 第3 監査の対象

企画部（企画政策課）

### 第4 監査の実施期間

令和4年9月28日から令和4年10月25日まで

### 第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

### 第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

### 第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

#### 1 要望事項

- (1) 6ヶ月間のパソコンの借り入れ契約で、契約金額が30万円以下である契約について、香芝市会計規則第18条第1項の規定により、契約書の作成を省略して

いるものがあった。

パソコンのような精密機械の借り入れについては、故障した場合の修繕や保守の責任がどちらに帰属するのか、また中途解約の可否などについて、契約当事者間で契約内容に齟齬が生じないように契約書を作成する、もしくは契約の適正な履行を確保するための請書などを徴すべきであると考えます。

今後、契約金額が少額の契約を行う場合については、単に契約金額面からみて、契約書等を省略するのではなく、借り入れる物品や借入期間その他の契約内容から契約書締結の必要性を判断するなどして、適切な契約事務に努められたい。

- (2) 市長部局と行政委員会との補助執行について、令和4年8月31日付けの市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議により、同年10月1日に事務委任及び補助執行がなされたが、福祉部保育課と教育部こども課については、当補助執行がなされると同時に、保育課職員をこども課職員と兼ねさせ、また反対にこども課職員を保育課職員と兼ねさせる兼務命令（以下「相互兼務」という。）が発せられている。

補助執行は、組織機構や職員の配置の重複を避け、行政の能率的処理と一体性の保持を目的としたものであり、また、地方自治法第180条の3の規定に基づく兼職は、長の補助機関である職員に他の執行機関の事務を補助させることで、行政機構の簡素化、住民負担の軽減を図るものである。しかしながら、年度途中の暫定的な措置とはいえ、前述のような補助執行した上で相互兼務を行っている現状においては、住民負担の軽減は見込まれず、かえって事務権限を煩雑にし、延いては教育委員会の中立性確保の妨げにもなりうる。

以上のことから、当該補助執行及び相互兼務については、それぞれの根拠となる地方自治法の条文の趣旨を念頭におき、その関係性について十分に整理され、適正かつ機能的な業務体制の確立を図られたい。

- (3) 補助金等について、平成21年11月27日付け香企第390号により通知された「補助金等適正化に関する基本指針」において、市の補助金等の支出に関する指針が示されている。また、補助金等の交付手続きについては、香芝市補助金等交付規則により定められている。

市全般の補助金等交付事務について言えることであるが、当指針にもあるように補助金等全体をチェックする内部機関が不在であるため、この指針や規則に沿って補助金等交付事務が実施されていないようなものや、補助事業終了後の実績の精査が形骸化しているものが他の定期監査の際に見受けられる。

地方公共団体に対して、法令等遵守しつつ、適正に業務を執行するための内部統制がより一層求められる近年において、補助事業についても、交付手続きや効果検証など内部統制的にチェックを行える体制を整え、補助金等の適正な執行と補助事業のより効果的かつ効率的な実施に努められたい。